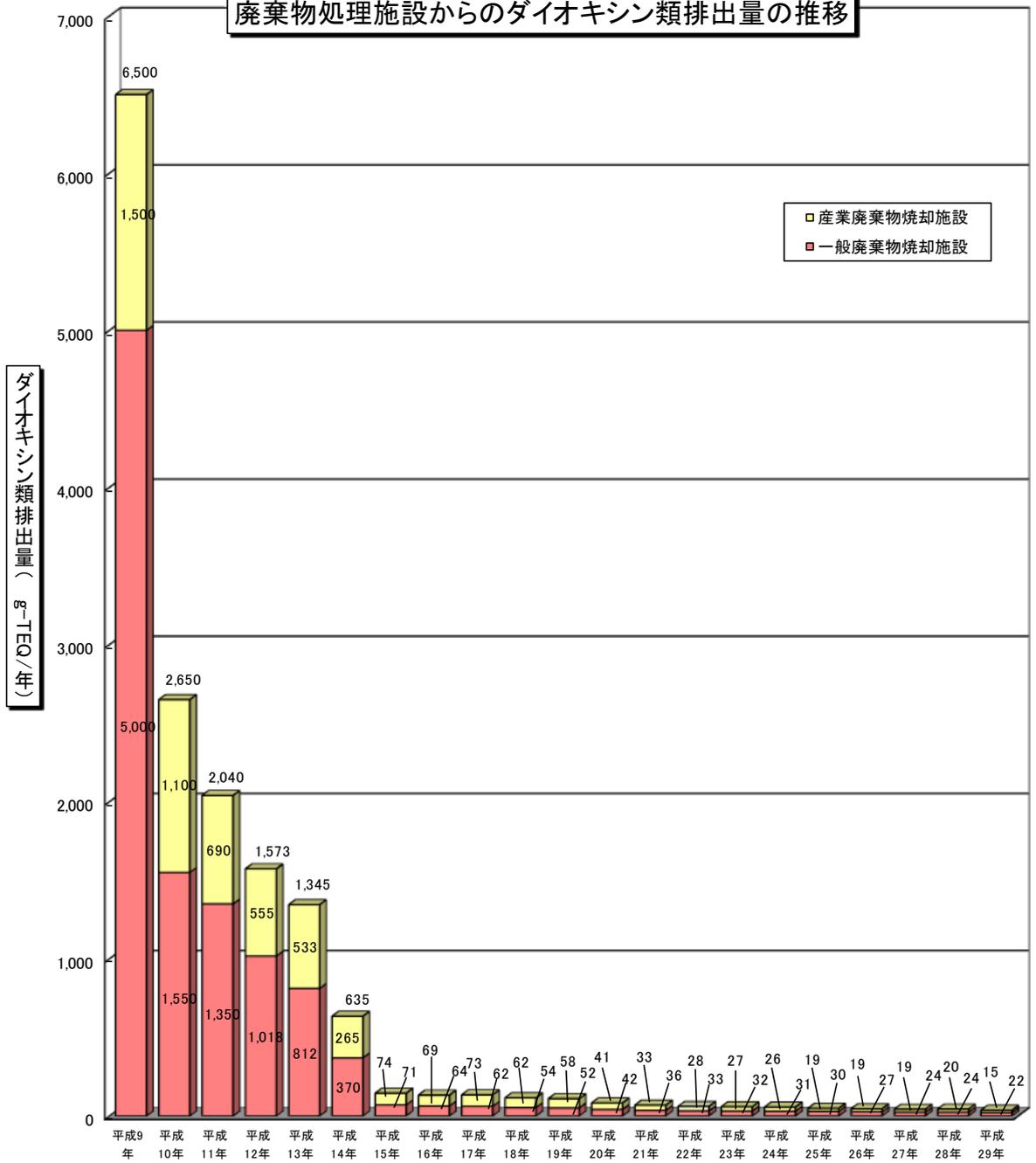


廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出量の推移



# 1 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について

## (1) 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度

### ① ダイオキシン類の排出基準への対応状況

市町村及び事業者が設置する一般廃棄物焼却施設の排出基準への対応状況は次のとおりである。

#### ア. 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 1,900 炉のうち、排出基準を超過したのは 5 炉であった。

焼却処理能力		排出基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	左記基準を 下回った炉数	左記基準を 上回った炉数	調査炉数 合計
既設	4t/h以上	1	391	0	391
	2t/h以上～4t/h未満	5	574	3	577
	2t/h未満	10	274	1	275
新設	4t/h以上	0.1	246	0	246
	2t/h以上～4t/h未満	1	217	0	217
	2t/h未満	5	193	1	194
合計			1,895	5	1,900

注 1) 調査対象炉 1,947 炉のうち、調査対象期間（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した 1,927 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 1,900 炉である。

注 2) 平成 9 年 12 月 1 日以前に設置または設置の届出がされていた施設を既設、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置または設置の届出がされた施設を新設としている。

排出基準を超えた5炉についての対応状況及び現状は次のとおりである。

焼却処理能力	測定結果		排出基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	都道府県 政令市名	対応状況及び現状
	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定日			
2t/h以上 4t/h未満	6.8	平成29年6月30日	5	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>原因(ごみに繊維くず等の高カロリー物質が集中して混入したことによる設備不具合)が確認されたため、ごみの均一化を図った。</li> <li>上記対応の後、再測定を行い、基準値未満となる結果(2.2ng-TEQ/m<sup>3</sup>)を得た。</li> <li>県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告徴収を行った。</li> </ul>
2t/h未満	11	平成30年1月12日	10	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出基準を超えた原因は、排出ガスが浄化される過程(バグフィルターバイパスダンパなど)における設備の不具合と推定された。</li> <li>基準超過が確認された日(平成30年2月23日)以降の平成30年2月26日から施設の稼働を一時停止した。</li> <li>その後、施設点検を実施したところ、修繕に多大の費用がかかることが判明したことから、平成30年3月30日で施設の停止を決定し、他のごみ処理施設で処理する体制に移行した。</li> </ul>
2t/h以上 4t/h未満	5.3	平成30年1月30日	5	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>排ガス採取状況、燃焼状況、設備等を点検したが、これらは正常に稼働しており、基準値超過の原因特定には至らなかった。</li> <li>その後、焼却炉の運転方式を見直した。具体的には炉内温度を上げ、バグフィルター入口温度を下げ、一次押込空気量を増加させる等の措置を施した。</li> <li>上記対応の後、県と協議の上、再測定を行い、基準値未満となる結果(0.46ng-TEQ/m<sup>3</sup>)を得た。</li> </ul>
2t/h以上 4t/h未満	5.6	平成30年1月30日	5	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>排ガス採取状況、燃焼状況、設備等を点検したが、これらは正常に稼働しており、基準値超過の原因特定には至らなかった。</li> <li>その後、焼却炉の運転方式を見直した。具体的には炉内温度を上げ、バグフィルター入口温度を下げ、一次押込空気量を増加させる等の措置を施した。</li> <li>上記対応の後、県と協議の上、再測定を行い、基準値未満となる結果(0.43ng-TEQ/m<sup>3</sup>)を得た。</li> </ul>
2t/h未満	6.7	平成30年1月29日	5	山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工業者と共に焼却施設と記録簿等を点検することで、基準値超過の原因を特定した。</li> <li>基準値超過の原因は以下に記述される。有害ガス除去装置とバグフィルターを繋ぐパイプの接合部分に一部目詰まりが生じたため、適切な量の活性炭と消石灰がバグフィルターに送られなかった。そのため、バグフィルターにおけるダイオキシン類の適切な除去がなされなかった。その結果、ダイオキシン類濃度の基準値超過が生じた。</li> <li>バグフィルターに活性炭と消石灰を正常に送れるように、平成30年3月7日から平成30年3月8日まで当該施設を休止させて、パイプ接合部分の目詰まりを除去した。</li> <li>上記対応の後、再測定を行い、基準値未満となる結果(1.7ng-TEQ/m<sup>3</sup>)を得た。</li> </ul>

イ. 事業者の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 44 炉は、全て排出基準に適合していた。

焼却処理能力		排出基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	左記基準を 下回った炉数	左記基準を 上回った炉数	調査炉数 合計
既設	4t/h以上	1	1	0	1
	2t/h以上～4t/h未満	5	4	0	4
	2t/h未満	10	14	0	14
新設	4t/h以上	0.1	11	0	11
	2t/h以上～4t/h未満	1	2	0	2
	2t/h未満	5	12	0	12
合計			44	0	44

注 1) 調査対象炉 46 炉のうち、調査対象期間(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した調査対象炉 45 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 44 炉である。

注 2) 平成 9 年 12 月 1 日以前に許可または許可の申請がされていた施設を既設、平成 9 年 12 月 2 日以降に許可または許可の申請がされた施設を新設としている。

注 3) 本調査の対象施設は一般廃棄物のみを処理する焼却施設とし、産業廃棄物処理の許可を有する施設は対象としない。

② 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

ア. 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 1,900 炉におけるダイオキシン類濃度の測定結果を以下に示す。

また、これらの濃度分布を別表－1、別図－1 に示す。

焼却処理能力	調査炉数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			
		平均値	中央値	最小値	～ 最大値
4t/h以上	637	0.02	<0.01	<0.01	～ 0.98
2t/h以上～4t/h未満	794	0.24	0.03	<0.01	～ 6.8
2t/h未満	469	0.42	0.05	<0.01	～ 11.0
全体 (調査炉数は合計)	1,900	0.21	0.01	<0.01	～ 11.0

注 1) 調査対象炉 1,947 炉のうち、調査対象期間 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した 1,927 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 1,900 炉である。

注 2) 排ガス中のダイオキシン類濃度は、0.01 未満の値を<0.01 と表記している。

イ. 事業者の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 44 炉におけるダイオキシン類濃度の測定結果を以下に示す。

また、これらの濃度分布を別表－2、別図－2 に示す。

焼却処理能力	調査炉数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			
		平均値	中央値	最小値	～ 最大値
4t/h以上	12	0.02	<0.01	<0.01	～ 0.15
2t/h以上～4t/h未満	6	0.14	0.05	<0.01	～ 0.37
2t/h未満	26	0.26	0.02	<0.01	～ 1.7
全体 (調査炉数は合計)	44	0.18	<0.01	<0.01	～ 1.7

注 1) 調査対象炉 46 炉のうち、調査対象期間 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した調査対象炉 45 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 44 炉である。

注 2) 排ガス中のダイオキシン類濃度は、0.01 未満の値を<0.01 と表記している。

注 3) 本調査の対象施設は一般廃棄物のみを処理する焼却施設とし、産業廃棄物処理の許可を有する施設は対象としない。

(2) 一般廃棄物焼却施設の休止及び廃止の状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間において、市町村の設置する一般廃棄物焼却施設では 33 炉が廃止された。平成 29 年 4 月 2 日以降に休止し、平成 30 年 3 月 31 日現在でも休止中の炉は 19 炉である。一方、平成 30 年 3 月 31 日現在で、稼働中の炉は 1,895 炉である（別図－3 参照）。

また、事業者の設置する一般廃棄物焼却施設で平成 29 年 4 月 2 日以降に休止し平成 30 年 3 月 31 日現在でも休止中の炉は 2 炉で、この期間中に廃止された炉はない。一方、平成 30 年 3 月 31 日現在、稼働中の炉は 44 炉である（別図－4 参照）。

(3) 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量の推計

個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ 1 t あたりの乾きガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて、一般廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の総排出量の推計を行った。

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間における一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量は約 22g-TEQ と推計され、前年から約 2 g-TEQ 減少した。（別図－5 参照）

これを施設の設置者別に見ると、市町村が設置する施設からの排出量は約 22g-TEQ、事業者が設置する施設からの排出量は約 0.07g-TEQ と推計された。

なお、調査対象炉のうち調査対象期間における焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定結果がない場合には、前年度測定データ等による補完を行って推計した。ただし、対象期間中に稼働のなかった炉については、調査対象炉に含めていない。

## 参 考 資 料

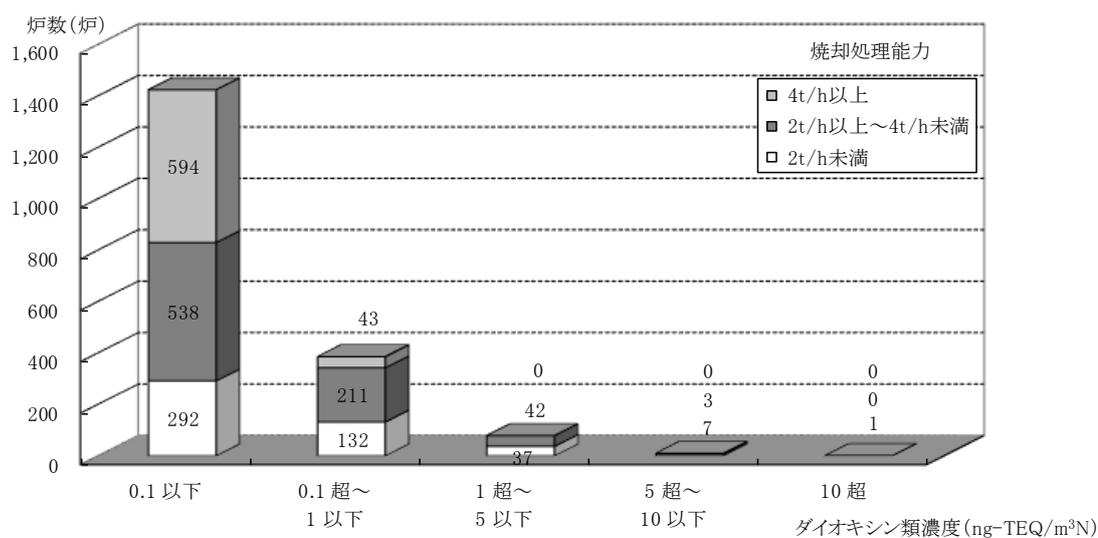
別表－1 別図－1	一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布
別表－2 別図－2	一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布
別図－3	一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の休・廃止状況
別図－4	一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の休・廃止状況
別図－5	一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出量の推移

一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

焼却処理能力 ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1 以下	0.1 超～ 1 以下	1 超～ 5 以下	5 超～ 10 以下	10 超	調査炉数 合計
4t/h以上	594	43	0	0	0	637
2t/h以上～4t/h未満	538	211	42	3	0	794
2t/h未満	292	132	37	7	1	469
合計炉数	1,424	386	79	10	1	1,900

注) 調査対象炉 1,947 炉のうち、調査対象期間（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した 1,927 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 1,900 炉である。

一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

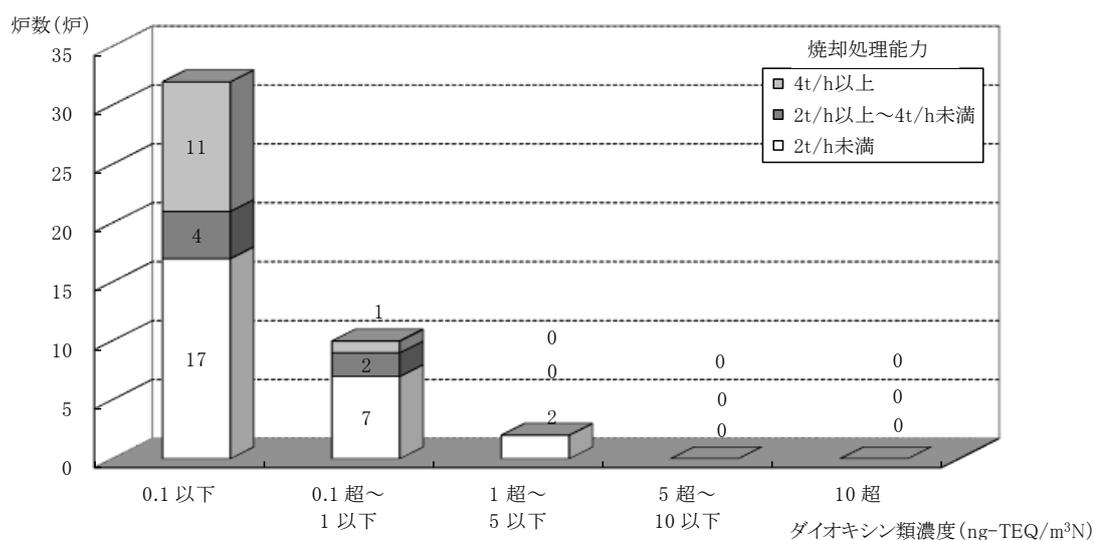


## 一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

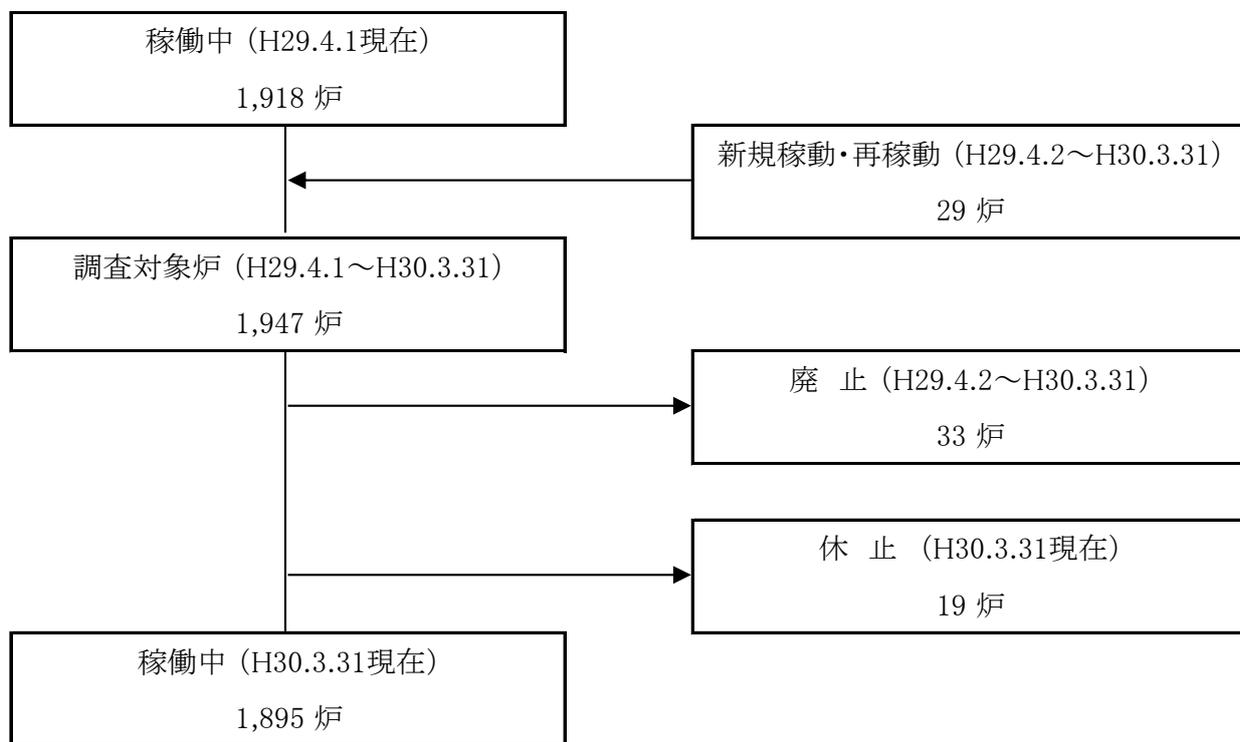
焼却処理能力 ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1 以下	0.1 超～ 1 以下	1 超～ 5 以下	5 超～ 10 以下	10 超	調査炉数 合計
4t/h以上	11	1	0	0	0	12
2t/h以上～4t/h未満	4	2	0	0	0	6
2t/h未満	17	7	2	0	0	26
合計炉数	32	10	2	0	0	44

注) 調査対象炉 46 炉のうち、調査対象期間(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した調査対象炉 45 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 44 炉である。

## 一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

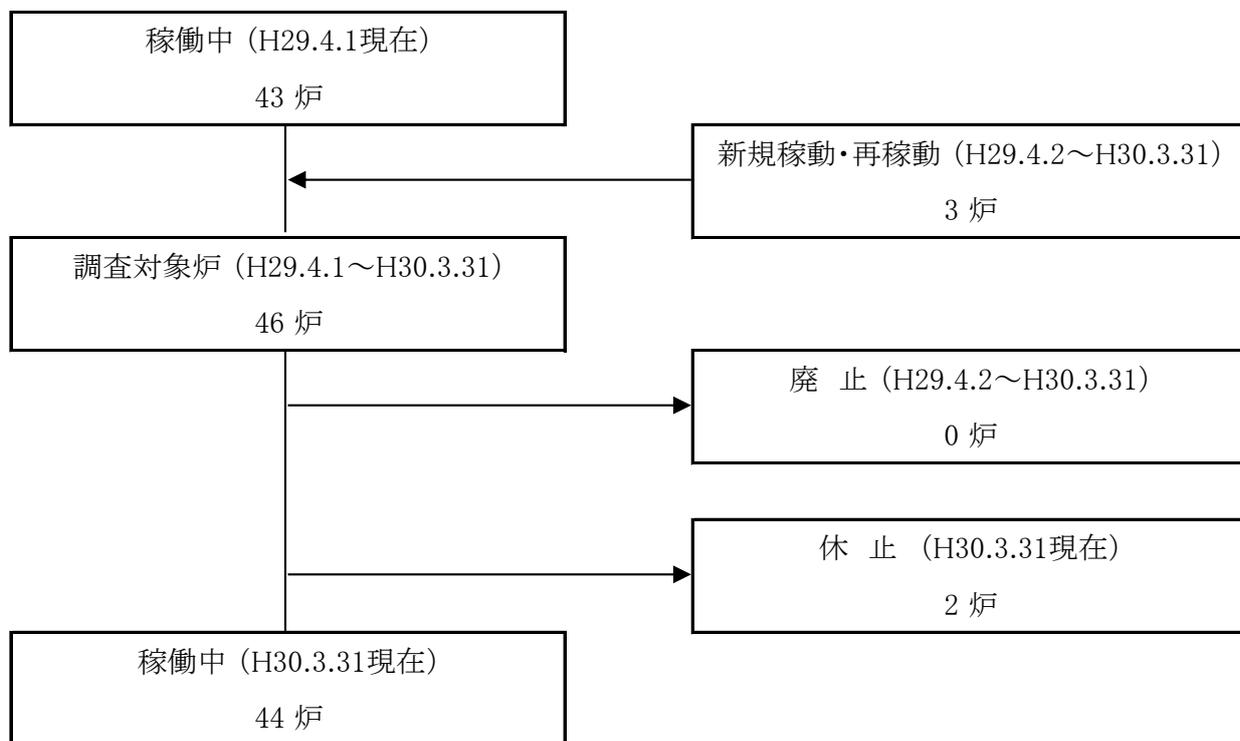


一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の休・廃止状況

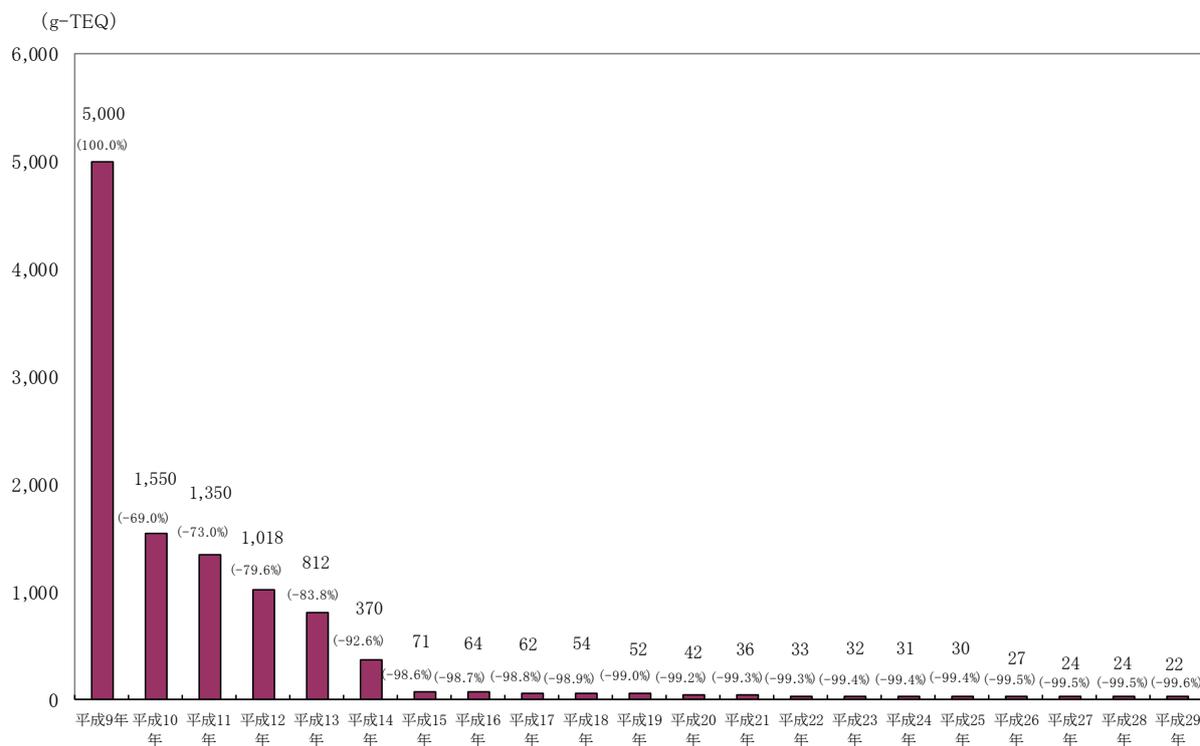


別図-4

一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の休・廃止状況



一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出量の推移



注) 平成9年度から平成17年度の各年においては、12月1日～11月30日における排出量を、平成18年以降においては4月1日から3月31日における排出量を示している。

## 2 産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について

### (1) 産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度

平成 30 年 4 月 1 日時点で稼働中の産業廃棄物焼却施設 1,203 炉 (1,223 施設<sup>注)</sup>) のうち、測定結果が得られた 1,167 炉の排ガス中のダイオキシン類濃度分布を別図-1 に、産業廃棄物焼却施設の種類ごとのダイオキシン類濃度を別図-2 に、また、都道府県・政令市別ダイオキシン類濃度分布データを別表-1 に示す。

これらのうち、稼働中施設の焼却炉の処理能力に応じた排出基準への適合状況を表 1 に示す。排ガス中のダイオキシン類濃度の基準と比較したところ約 99% の炉が適合していた。

表 1 稼働中施設における焼却炉のダイオキシン類排出基準適合状況

燃焼室の 処理能力	既 設				新 設				合 計		
	排出 基準	適合 炉数	不適合 炉数	有回答 炉数	排出 基準	適合 炉数	不適合 炉数	有回答 炉数	適合 炉数	不適合 炉数	有回答 炉数
4t/h以上	1	129 (99.2%)	1	130	0.1	137 (99.3%)	1	138	266 (99.3%)	2	268
2以上～ 4t/h未満	5	149 (99.3%)	1	150	1	102 (100%)	0	102	251 (99.6%)	1	252
2t/h未満	10	443 (98.9%)	5	448	5	198 (99.5%)	1	199	641 (99.1%)	6	647
計		721 (99%)	7	728		437 (99.5%)	2	439	1,158 (99.2%)	9	1,167

排出基準単位：(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

注) 平成 9 年 12 月 1 日以前に設置又は設置の許可申請がされていた施設を既設、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置の許可申請がされた施設を新設としている。

なお、施設数は、複数の炉が共通煙道を共有する場合は 1 施設としてカウントしている。

また、休止・廃止施設も含めると、排出基準値 1～10ng-TEQ/m<sup>3</sup>N(既設)、0.1～5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N(新設)を超えた炉は 10 炉あった。これらの炉での対応状況及び現状について表 2 に示す。

表 2 排出基準値を超えた炉の対応状況及び現状

基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	都道府県・ 政令市名	ダイオキシン 類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	対応状況 (基準値超過判明時点)	現 状 (平成30年4月1日現在)
10以下	秋田県	12	燃焼バーナー、バクフィルタ等の更新・修繕工事	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(1.5ngTEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	愛媛県	17	施設の使用停止及び改善を指導	改善中
	熊本市	18	原因究明後、改善計画書を提出し改善実施	稼働停止、改善処置中
	大分市	20	冷却システムの点検整備、投入物の異物除去、測定前準備工の徹底	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(1.95ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	さいたま市	30	施設の改善を命令 施設休止届	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(0.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
5以下	静岡県	12	煙道の清掃、バグフィルターの交換	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(0.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	島根県	7.1	原因調査中	現在使用停止中
	鹿児島市	24	活性炭噴霧設備の修繕	改善後の再測定の結果、基準値以下(0.065ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)を確認し、稼働中。
1以下	静岡県	1.4	3/14調査で超過判明。富士市役所へ連絡。停止し補修後テスト運転実施	テスト運転中
0.1以下	静岡県	0.71	排ガス温度調整によりダイオキシン減少させる	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(0.043ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。

注) 平成 29 年度に稼働実績のある炉のうち、調査期間中排ガス中のダイオキシン類濃度の測定値が排出基準を 1 回でも超過した炉を対象としている。(平成 30 年 4 月 1 日現在で休止中 1 炉を含む。)

## (2) 産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況

産業廃棄物焼却施設は平成9年12月1日現在5,757施設あったが、その後、平成30年3月31日までの20年4ヶ月の間に延べ5,040施設が廃止となり、稼働中と休止中を合わせた供用中の焼却施設は、平成9年比79%減の1,223施設となった。

なお、前回の調査では、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に、全1,310施設のうち約18%に当たる234施設が休・廃止していた。

また、今回の調査では、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間に、全1,260施設のうち、43施設が廃止され、これに休止中の157施設を含めると、約16%にあたる200施設が休・廃止していたという結果が得られ、平成30年4月1日現在の稼働施設数は1,066施設であった(表3参照)。なお、都道府県・政令市別のデータは別表-2のとおりである。

表3 産業廃棄物焼却施設数の推移

	供用中 <sup>注)</sup>	稼働中	休止中	廃止	新規供用
H9.12.1	5,757	—	—	—	—
H10.12.1	4,493 (4,668)	3,840	653	1,393	129
H11.12.1	4,487 (4,456) <2,040万トン>	3,942	545	282	101
H12.12.1	4,259 (4,229) <2,050万トン>	3,705	554	246	49
H13.12.1	3,942 (3,915) <2,310万トン>	3,421	521	311	24
H14.12.1	2,578 (2,561) <2,390万トン>	1,534	1,044	1,387	50
H15.12.1	2,357 (2,362) <2,500万トン>	1,834	523	253	43
H16.12.1	2,247 (2,271) <2,709万トン>	1,887	360	131	16
H17.12.1	2,211 (2,184) <3,012万トン>	1,882	329	78	18
H19.4.1	2,112 (2,149) <3,303万トン>	1,818	294	103	31
H20.4.1	2,064 (2,028) <2,845万トン>	1,779	285	99	14
H21.4.1	1,978 <3,780万トン>	1,678	300	64	14
				86	13

	供用中 <sup>注)</sup>	稼働中	休止中	廃止	新規供用
H22. 4. 1	1,905 (1,841) <3,885 万トン>	1,577	328		
				104	13
H23. 4. 1	1,750 (1,743) <3,856 万トン>	1,456	294		
				119	13
H24. 4. 1	1,638 (1,607) <3,495 万トン>	1,354	284		
				83	6
H25. 4. 1	1,530 (1,494) <3,325 万トン>	1,280	250		
				112	13
H26. 4. 1	1,395 (1,361) <3,495 万トン>	1,211	184		
				45	13
H27. 4. 1	1,329 (1,313) <3,529 万トン>	1,146	183		
				38	4
H28. 4. 1	1,279 (1,310) <3,236 万トン>	1,095	184		
				63	14
H29. 4. 1	1,261 (1,260) <3,205 万トン>	1,090	171		
				43	6
H30. 4. 1	1,223 <3,352 万トン>	1,066	157		

注) 「供用中」欄の( )内の数値は、次年度調査における修正後の値である。また、<>内の数値は、各施設の1日あたりの処理能力に稼働日数を乗じて算出した推計年間処理能力である。  
供用中に許可を取消された施設は、平成15年調査以前は回答に従って休止中あるいは廃止に計上したが、平成16年調査以降は廃止として計上した。

### (3) 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量の推計

産業廃棄物焼却施設における年間焼却量、排ガス中のダイオキシン類濃度を基に、産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量の推計を行った。

推計に当たっては、年間焼却量、排ガス量原単位及び排ガス中のダイオキシン類濃度を掛け合わせたものを全施設について合算した。年間焼却量や排ガス中のダイオキシン類濃度が不明であった施設については、今回の調査で得られた平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのデータを基に処理能力及び稼働・休止・廃止の別に年間焼却量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の平均値を算出し、これを推計値として代入した。

その結果、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間の全国の産業廃棄物焼却施設（調査対象 1,266 施設）からのダイオキシン類の総排出量は、約 15 グラムの推計結果が得られた。

なお、推計年間焼却量は約 2,461 万トンであった。参考までに、前回の調査における推計年間焼却量は約 2,251 万トン、前々回調査における推計年間焼却量は約 2,204 万トンであった。

<参考> 廃棄物焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度の基準  
 廃棄物焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度注) の基準は次のとおり。

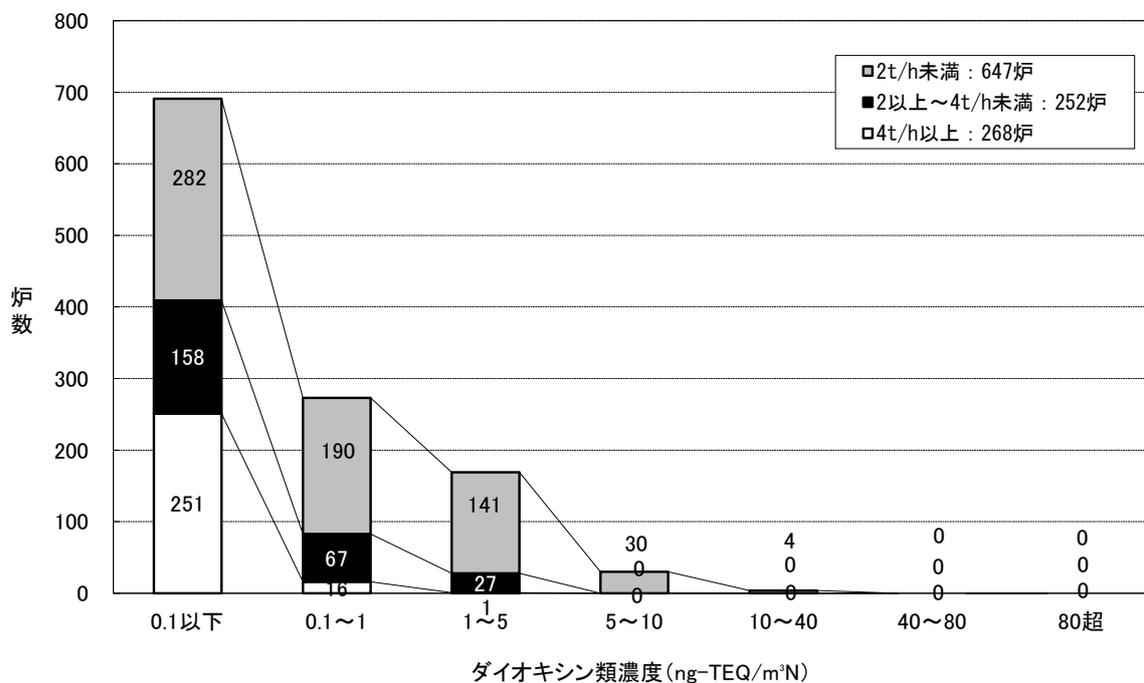
燃焼室の 処理能力	新設炉の基準 (H9.12.1から施行)	既設炉の基準		
		H9.12.1～ H10.11.30	H10.12.1～ H14.11.30	H14.12.1以降
4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	基準の適用を 猶予	80ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
2t/h～4t/h	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
2t/h 未満	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

注) 「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) である。なお、基準値は毒性等量 (TEQ) によるものとし、その算出には毒性等価係数 TEF (WHO-TEF(2006)) を用いる。

## 参 考 資 料

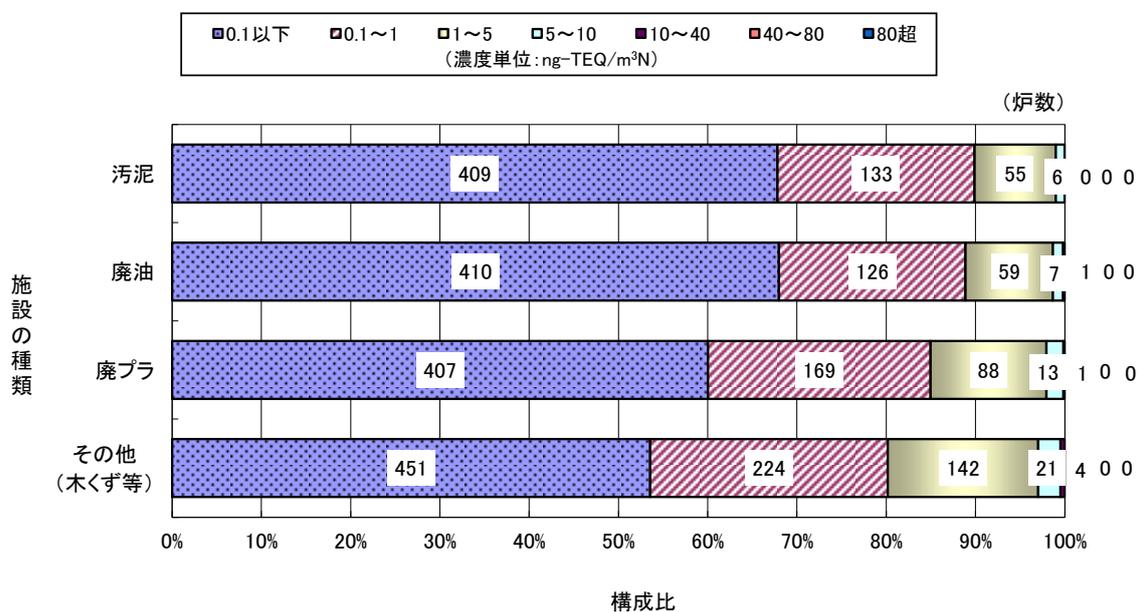
別図－1	産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数
別図－2	産業廃棄物焼却施設の種類ごとの排ガス中のダイオキシン類濃度区分別構成比
別表－1	産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数 (都道府県・政令市別データ)
別図－2	産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況 (都道府県・政令市別データ)

産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数



注) 平成 30 年 4 月 1 日現在で稼働中の 1,203 炉のうち、ダイオキシン類濃度を測定していた 1,167 炉のデータ (1 炉で複数回測定している場合は、平均値を適用)

産業廃棄物焼却施設の種類ごとの排ガス中のダイオキシン類濃度区分別構成比



施設の種類	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)							炉合計	濃度 平均値
	0.1以下	0.1超 ~1以下	1超~ 5以下	5超~ 10以下	10超~ 40以下	40超~ 80以下	80超		
汚泥	409	133	55	6	0	0	0	603 炉	0.38
	67.8%	22.1%	9.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
廃油	410	126	59	7	1	0	0	603 炉	0.43
	68.0%	20.9%	9.8%	1.2%	0.2%	0.0%	0.0%	100.0%	
廃プラ	407	169	88	13	1	0	0	678 炉	0.60
	60.0%	24.9%	13.0%	1.9%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0%	
その他 (木くず等)	451	224	142	21	4	0	0	842 炉	0.77
	53.6%	26.6%	16.9%	2.5%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%	

注) 同一の炉において複数種類の産業廃棄物を処理する場合は、すべての種類に炉数を計上しているため、種類別炉数の和は全炉数と一致しない。  
複数回測定している場合は平均値を採用した。

産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数（都道府県・政令市別データ）

No.	都道府県名	0.1以下	0.1超～ 1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超	計
都道府県・政令市 合計		691	273	169	30	4	0	0	1,167
1	北海道	19	9	5	1	0	0	0	34
2	青森県	4	2	4	2	0	0	0	12
3	岩手県	7	2	0	0	0	0	0	9
4	宮城県	5	4	1	0	0	0	0	10
5	秋田県	5	1	2	1	0	0	0	9
6	山形県	7	4	5	0	0	0	0	16
7	福島県	14	2	0	0	0	0	0	16
8	茨城県	32	13	4	1	0	0	0	50
9	栃木県	12	4	4	0	0	0	0	20
10	群馬県	8	5	2	0	0	0	0	15
11	埼玉県	19	12	3	1	0	0	0	35
12	千葉県	43	11	0	0	0	0	0	54
13	東京都	11	5	1	0	0	0	0	17
14	神奈川県	5	0	1	0	0	0	0	6
15	新潟県	26	8	3	0	0	0	0	37
16	富山県	4	2	1	0	0	0	0	7
17	石川県	4	3	2	0	0	0	0	9
18	福井県	7	4	2	0	0	0	0	13
19	山梨県	0	4	3	2	0	0	0	9
20	長野県	7	4	5	0	0	0	0	16
21	岐阜県	11	6	3	0	0	0	0	20
22	静岡県	29	11	9	1	0	0	0	50
23	愛知県	24	9	12	1	0	0	0	46
24	三重県	16	5	0	0	0	0	0	21
25	滋賀県	6	5	4	1	0	0	0	16
26	京都府	4	0	1	0	0	0	0	5
27	大阪府	6	2	2	1	0	0	0	11
28	兵庫県	16	5	3	0	0	0	0	24
29	奈良県	4	1	1	1	0	0	0	7
30	和歌山県	1	1	1	0	0	0	0	3
31	鳥取県	5	2	3	1	0	0	0	11
32	島根県	0	1	1	1	0	0	0	3
33	岡山県	5	1	1	0	0	0	0	7
34	広島県	10	7	4	0	0	0	0	21
35	山口県	37	2	3	0	0	0	0	42
36	徳島県	7	5	3	1	0	0	0	16
37	香川県	8	2	3	0	0	0	0	13
38	愛媛県	21	2	4	0	1	0	0	28
39	高知県	2	2	0	0	0	0	0	4
40	福岡県	4	2	2	0	0	0	0	8
41	佐賀県	6	1	3	2	0	0	0	12
42	長崎県	5	2	0	0	0	0	0	7
43	熊本県	7	3	3	0	0	0	0	13
44	大分県	3	2	1	1	0	0	0	7
45	宮崎県	6	4	3	0	0	0	0	13
46	鹿児島県	1	1	4	0	0	0	0	6
47	沖縄県	2	6	4	0	0	0	0	12

No.	政令市名	0.1以下	0.1超～ 1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超	計
50	旭川市	0	1	0	0	0	0	0	1
51	札幌市	0	0	1	0	0	0	0	1
52	函館市	0	1	0	0	0	0	0	1
54	仙台市	2	1	1	0	0	0	0	4
55	千葉市	2	0	1	0	0	0	0	3
56	横浜市	4	1	1	0	0	0	0	6
57	川崎市	21	1	1	0	0	0	0	23
58	横須賀市	1	1	0	0	0	0	0	2
59	新潟市	9	0	3	0	0	0	0	12
60	金沢市	1	4	0	0	0	0	0	5
61	岐阜市	0	0	0	1	0	0	0	1
62	静岡市	2	2	2	0	0	0	0	6
63	浜松市	1	1	1	0	0	0	0	3
64	名古屋市	1	0	0	0	0	0	0	1
65	京都市	3	0	0	0	0	0	0	3
66	大阪市	7	7	2	0	0	0	0	16
67	堺市	10	0	0	0	0	0	0	10
68	東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0
69	神戸市	2	2	0	0	0	0	0	4
70	姫路市	14	1	1	1	0	0	0	17
71	尼崎市	3	1	2	1	0	0	0	7
72	和歌山市	6	1	0	1	0	0	0	8
73	広島市	3	4	4	0	0	0	0	11
74	呉市	1	0	1	0	0	0	0	2
75	下関市	0	0	2	0	0	0	0	2
76	北九州市	11	5	1	0	0	0	0	17
77	福岡市	3	0	1	0	0	0	0	4
78	大牟田市	1	0	0	0	0	0	0	1
79	長崎市	1	0	0	0	0	0	0	1
80	佐世保市	1	0	0	0	0	0	0	1
81	熊本市	5	0	1	0	1	0	0	7
82	鹿児島市	1	4	1	1	0	0	0	7
83	岡山市	2	11	2	0	0	0	0	15
84	宇都宮市	1	0	0	1	0	0	0	2
85	富山市	7	2	0	0	0	0	0	9
86	秋田市	2	1	1	0	0	0	0	4
87	郡山市	0	1	2	0	0	0	0	3
88	大分市	8	2	1	0	1	0	0	12
89	松山市	2	0	1	0	0	0	0	3
90	豊田市	3	1	0	0	0	0	0	4
91	福山市	3	1	1	0	0	0	0	5
92	高知市	0	1	1	0	0	0	0	2
93	宮崎市	3	1	0	0	0	0	0	4
94	いわき市	13	1	0	1	0	0	0	15
95	長野市	2	0	0	0	0	0	0	2
96	豊橋市	4	0	1	0	0	0	0	5
97	高松市	0	1	0	2	0	0	0	3
98	相模原市	4	6	0	0	0	0	0	10
99	西宮市	2	0	0	0	0	0	0	2
100	倉敷市	12	0	1	1	0	0	0	14

No.	政令市名	0.1以下	0.1超～ 1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超	計
101	さいたま市	1	1	0	0	1	0	0	3
102	奈良市	0	1	0	0	0	0	0	1
103	川越市	2	1	0	0	0	0	0	3
104	船橋市	0	1	1	0	0	0	0	2
105	岡崎市	1	1	1	0	0	0	0	3
106	高槻市	1	0	0	1	0	0	0	2
108	青森市	2	2	0	0	0	0	0	4
109	八王子市	0	1	0	0	0	0	0	1
110	盛岡市	1	2	0	0	0	0	0	3
111	柏市	1	1	0	0	0	0	0	2
112	久留米市	1	3	0	0	0	0	0	4
114	前橋市	0	0	1	0	0	0	0	1
115	大津市	0	1	0	0	0	0	0	1
116	高崎市	2	0	0	0	0	0	0	2
118	豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0
119	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0
120	枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0
121	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
122	八戸市	8	1	1	0	0	0	0	10
124	福島市	0	0	1	0	0	0	0	1
125	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0
126	八尾市	0	0	0	0	0	0	0	0
127	明石市	0	0	0	0	0	0	0	0
128	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0
129	松江市	2	1	0	0	0	0	0	3

注) 各濃度区分の単位は、ng-TEQ/m<sup>3</sup>N  
複数回測定している場合は平均値を採用した。

## 産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況（都道府県・政令市別データ）

No.	都道府県名	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31		H30.4.1		
		供用中	新規供用	廃止	供用中	稼動中	休止中
都道府県・政令市 合計		1,260	6	43	1,223	1,066	157
1	北海道	35	0	0	35	27	8
2	青森県	17	0	2	15	12	3
3	岩手県	12	0	0	12	8	4
4	宮城県	11	0	0	11	10	1
5	秋田県	13	0	0	13	8	5
6	山形県	25	0	1	24	19	5
7	福島県	22	0	1	21	17	4
8	茨城県	47	1	2	46	44	2
9	栃木県	23	0	0	23	19	4
10	群馬県	16	0	3	13	10	3
11	埼玉県	34	0	4	30	29	1
12	千葉県	45	0	0	45	44	1
13	東京都	17	0	0	17	16	1
14	神奈川県	7	0	0	7	7	0
15	新潟県	41	0	1	40	35	5
16	富山県	9	0	0	9	7	2
17	石川県	9	0	0	9	9	0
18	福井県	20	0	1	19	13	6
19	山梨県	7	0	0	7	7	0
20	長野県	22	0	0	22	15	7
21	岐阜県	27	0	3	24	18	6
22	静岡県	44	0	1	43	40	3
23	愛知県	49	0	2	47	43	4
24	三重県	19	0	1	18	17	1
25	滋賀県	14	1	0	15	15	0
26	京都府	4	0	0	4	4	0
27	大阪府	12	0	0	12	11	1
28	兵庫県	25	0	1	24	23	1
29	奈良県	11	0	0	11	8	3
30	和歌山県	3	0	0	3	3	0
31	鳥取県	13	0	1	12	10	2
32	島根県	5	0	0	5	3	2
33	岡山県	8	0	0	8	7	1
34	広島県	26	0	1	25	21	4
35	山口県	43	0	2	41	40	1
36	徳島県	18	0	0	18	14	4
37	香川県	19	0	3	16	14	2
38	愛媛県	28	0	0	28	26	2
39	高知県	4	0	0	4	4	0
40	福岡県	14	0	0	14	11	3
41	佐賀県	15	0	0	15	11	4
42	長崎県	10	0	1	9	7	2
43	熊本県	15	1	1	15	14	1
44	大分県	7	0	0	7	7	0
45	宮崎県	14	0	1	13	13	0
46	鹿児島県	11	0	2	9	5	4
47	沖縄県	10	0	0	10	9	1

No.	都道府県名	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31		H30.4.1		
		供用中	新規供用	廃止	供用中	稼働中	
						稼働中	休止中
50	旭川市	1	0	0	1	1	0
51	札幌市	1	0	0	1	1	0
52	函館市	2	0	0	2	1	1
54	仙台市	4	0	0	4	4	0
55	千葉市	2	0	0	2	2	0
56	横浜市	6	1	0	7	7	0
57	川崎市	21	0	0	21	19	2
58	横須賀市	2	0	0	2	2	0
59	新潟市	13	0	0	13	12	1
60	金沢市	7	0	0	7	5	2
61	岐阜市	1	0	0	1	1	0
62	静岡市	7	0	0	7	7	0
63	浜松市	5	0	2	3	3	0
64	名古屋市	2	0	0	2	1	1
65	京都市	3	0	0	3	3	0
66	大阪市	13	0	0	13	12	1
67	堺市	7	0	0	7	7	0
68	東大阪市	0	0	0	0	0	0
69	神戸市	4	0	0	4	4	0
70	姫路市	17	1	0	18	17	1
71	尼崎市	5	0	0	5	5	0
72	和歌山市	5	0	0	5	5	0
73	広島市	14	0	0	14	12	2
74	呉市	3	0	0	3	2	1
75	下関市	4	0	0	4	2	2
76	北九州市	14	0	0	14	13	1
77	福岡市	5	0	0	5	5	0
78	大牟田市	2	0	0	2	1	1
79	長崎市	1	0	0	1	1	0
80	佐世保市	1	0	0	1	1	0
81	熊本市	9	0	0	9	7	2
82	鹿児島市	8	1	0	9	7	2
83	岡山市	14	0	0	14	10	4
84	宇都宮市	3	0	0	3	2	1
85	富山市	8	0	0	8	8	0
86	秋田市	4	0	0	4	4	0
87	郡山市	3	0	0	3	3	0
88	大分市	11	0	0	11	8	3
89	松山市	5	0	0	5	3	2
90	豊田市	4	0	0	4	4	0
91	福山市	7	0	0	7	6	1
92	高知市	2	0	0	2	2	0
93	宮崎市	4	0	0	4	4	0
94	いわき市	15	0	0	15	14	1
95	長野市	3	0	0	3	2	1
96	豊橋市	5	0	0	5	5	0
97	高松市	5	0	1	4	3	1
98	相模原市	8	0	0	8	8	0
99	西宮市	2	0	0	2	2	0
100	倉敷市	17	0	3	14	11	3

No.	都道府県名	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31		H30.4.1		
		供用中	新規供用	廃止	供用中	稼働中	
						稼働中	休止中
101	さいたま市	4	0	1	3	3	0
102	奈良市	1	0	0	1	1	0
103	川越市	3	0	0	3	3	0
104	船橋市	2	0	0	2	2	0
105	岡崎市	3	0	0	3	3	0
106	高槻市	2	0	0	2	2	0
108	青森市	3	0	0	3	3	0
109	八王子市	1	0	0	1	1	0
110	盛岡市	4	0	0	4	3	1
111	柏市	2	0	0	2	2	0
112	久留米市	2	0	0	2	2	0
114	前橋市	4	0	0	4	1	3
115	大津市	1	0	0	1	1	0
116	高崎市	3	0	0	3	3	0
118	豊中市	0	0	0	0	0	0
119	那覇市	0	0	0	0	0	0
120	枚方市	0	0	0	0	0	0
121	越谷市	0	0	0	0	0	0
122	八戸市	10	0	0	10	9	1
124	福島市	2	0	0	2	1	1
125	川口市	0	0	0	0	0	0
126	八尾市	1	0	1	0	0	0
127	明石市	0	0	0	0	0	0
128	鳥取市	0	0	0	0	0	0
129	松江市	3	0	0	3	3	0